

令和4年度

港湾空港関係業務の申請様式に関する留意点

《 建設コンサルタント業務等 》 (港湾空港関係)

令和4年3月

四国地方整備局 港湾空港部

申請様式に関する留意点について(休業に伴う期間の考え方)

※R3年度と変更なし

ケース及び対応方法	実績対象期間の初日		実績対象期間の最終日	
	延長期間	実績及び表彰を求める期間		
(注)表中の休業とは、育児休業及び産前産後休業を示す。 単年度内に連続6週間以上の休業を取得した場合。 ①単年度内の休業期間が連続6週間以上の場合、実績期間を延長。(単年度内の休業期間が連続6週間未満は延長しない) ②「①」を満たす年度が複数ある場合、満たす年度の数で実績期間を延長。	1年 2年	(単年度) (単年度) (単年度) (単年度) (単年度) (単年度内の休業期間が連続6週間以上) → 1年延長 (連続6週間以上) (連続6週間以上) (連続6週間以上) (連続6週間未満)		
単年度内に6週間未満の休業を複数回取得した場合。 ①単年度内の合計休業期間が6週間以上であれば、実績期間を1年延長。(単年度内の合計休業期間が6週間未満は延長しない) ②「①」を満たす年度が複数ある場合、満たす年度の数で実績期間を延長。	1年	(単年度内合計休業期間=6週間以上) (単年度内合計休業期間=6週間未満)		
連続した休業が1年を超える場合。 ①単年度内休業期間が連続6週間以上となる年度の数で、実績期間を延長。(単年度内休業が6週間未満は延長しない)	2年 2年	(単年度内の休業期間が6週間以上) → 1年延長 (連続1年) → 1年延長 (連続6週間未満) → 延長しない (連続6週間以上) → 1年延長 (連続1年超) (6週間以上) → 1年延長 (6週間以上) → 1年延長		
年度をまたぐ連続1年以下の休業で、またぐ年度に年度をまたがない別の休業が混在しない場合。 ①年度をまたぐ休業期間が連続6週間以上1年以下であれば、またぎ方に関わらず年度をまたぐ回数で実績期間を延長。(年度をまたぐ休業期間が連続6週間未満は延長しない)	1年	(連続6週間以上1年以下) (連続6週間未満) → 1年延長 → 延長しない		
年度をまたぐ連続1年以下の休業で、またぐ年度に年度をまたがない別の休業が混在する場合。 ①単年度内の合計休業期間が6週間以上となる年度の数で、実績期間を延長。(単年度内の合計休業期間が6週間未満は延長しない)	2年	(単年度内の合計休業期間が6週間以上) → 1年延長 (1)+(2)=(6週間以上) → 1年延長 (6週間以上) → 1年延長		
実績対象期間の初日又は最終日をまたぐ休業で、実績対象期間内の休業期間が連続1年以下の場合。 ①初日又は最終日をまたぐ休業期間で、実績対象期間内の休業期間が連続6週間以上1年以下であれば、実績期間を1年延長。(実績対象期間内の休業期間が連続6週間未満は延長しない)	1年	(実績対象期間内=連続6週間未満) → 延長しない (実績対象期間内=連続6週間以上1年以下) → 1年延長		
実績対象期間の初日又は最終日をまたぐ休業で、実績対象期間内の休業期間が連続1年超の場合。 ①初日又は最終日をまたぐ休業期間が、実績対象期間内で連続1年超であれば、実績対象期間内の単年度内の合計休業期間が6週間以上となる年度の数で実績期間を延長。	2年 1年	(実績対象期間内連続1年超) (連続6週間以上) → 1年延長 (実績対象期間内連続1年超) (連続6週間未満) → 延長しない		

産前産後休業及び育児休業に伴う技術者の実績及び表彰対象期間の考え方

工事・業務(共通)

- 対象となる休業**
- ・産前産後休業
労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業
 - ・育児休業
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業

延長対象項目

- ・技術者の施工経験を求める期間(工事)
- ・技術者の業務実績を求める期間(業務)
- ・技術者の表彰対象期間(工事・業務)

休業取得状況に応じた延長期間

・左に示すケース及び対応方法と延長イメージを参考に取得状況に応じた延長期間を確認してください。

実績期間を延長する場合

- ・産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料(様式:休業期間の証明について)を提出してください。